

Vision Goサブスクリプション規約(有料サービス)

Vision Goサブスクリプション規約(以下「本規約」といいます)は、お客様による本サービスの有料サービスに適用されます。本規約は、お客様から提出する注文書と一体となって本サービスの利用規約の条件を構成し、お客様は注文書を当社又は当社の指定する販売店に提出することにより、本規約の記載内容を含めた本サービスの利用規約のすべての条件を適用することを表明したことになります。

1. 定義

「関係会社」とは、直接もしくは間接に対象となる法人を支配する法人、もしくは当該法人に支配される法人、又は当該法人と共通の支配下にある法人を意味します。この定義における「支配」とは、直接又は間接に、当該法人の議決権の50%を超える持分を所有又は管理していることを意味します。

「悪質なコード」とは、ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬及びその他の有害又は悪質なコード、ファイル、スクリプト、エージェント又はプログラムを意味します。

「注文書」とは、本サービスの購入を行うための注文書類(その添付書類を含みます)です。注文書と本規約が一体となって、お客様と当社との間での、契約条件を構成します。

「本契約」とは、お客様が注文書を当社に提出し、当社がこれを承諾することによって締結される本サービスの利用契約をいいます。本規約は、本契約の条件の一部を構成します。

「有料サービス」とは、お客様又はお客様の関係会社が注文書に基づき購入する本サービスを意味します。

「本サービス」とは、お客様専用割り当てられたSalesforce サービスにインストールされたアプリケーションとして動作し当社が<https://phoneappli.net/product/service/visiongo/>又はその他のユーザガイドの記述に従って指定されたウェブサイト経由で提供するオンラインのアプリケーション及びプラットフォームで、注文書による注文の対象となるものを意味します。関連するオフラインのコンポーネント及びサポートサービスを含みますが、サードパーティアプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、お客様が当社から注文書によって購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利を意味します。

「サードパーティアプリケーション」とは、サードパーティが提供する、オンライン、ウェブベースのアプリケーション及びオフラインのソフトウェア製品で、本サービスと相互運用し、SFDC及び当社よりサードパーティのアプリケーションと特定されたものを意味します。

「サードパーティプロバイダ」とは、サードパーティアプリケーションを提供する企業等を意味します。

「ユーザガイド」とは、当社が指定するURLの「操作マニュアル」で、随時更新されるものを意味します。

「本ユーザ」とは、お客様が本サービスを利用することを承認した個人であり、その者のために本サービスのサブスクリプションが購入され、お客様(又はお客様の要請に従って当社)がユーザID及びパスワードを付与した者を意味します。本ユーザには、お客様の従業員、コンサルタント、受託者及び代理人、又はお客様が取引を行う第三者が含まれますが、それらのみ限定されません。

「当社」とは、株式会社 Phone Appli を意味します。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムを意味します。

「村田製作所」とは、株式会社村田製作所を意味します。

「NAONA」とは、村田製作所が提供するセンシングプラットフォームであり、特定の場所における音声特徴量その他のデータを収集・分析して場の状態に関するデータを提供するサービスを意味します。

「お客様」とは、注文書に記載された本サービスを購入するその会社又は法人の関係会社を意味します。

「顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存するすべての電子的なデータ及び情報を意味します。

2. 結合ソリューションとの関係

2.1. SFDCとの関係

本サービスはSFDCのsalesforce OEMパートナー契約に基づきSFDCプラットフォームと結合して動作するアプリケーションです。本サービスを利用するためには、本サービスと結合したSFDCプラットフォームの利用に関し別途、添付1. SFDCサービス条件に同意することが必要です。

2.3. 村田製作所との関係

本サービスにおける「1on1」の「会話バランス」及び「会話情報」に表示されるデータは、NAONAのハードウェアを設置した場所で上司と部下がそれぞれ指定された位置において会話した音声特徴量データを村田製作所に送信し、村田製作所がこれを分析した結果を、当社が村田製作所とのサービス利用許諾基本契約に基づき提供します。

2.4. お客様は、本サービスにおいてNAONAのサービスを利用する場合、所定のセンサー等ハードウェアを購入しなければならず、当該センサーで取得した音声特徴量その他のデータ(会話の言葉自体の内容は含まず、話者もその場所での時間どちら側に位置していた者というほかの情報を含まない)を村田製作所が受領し分析すること及び日本国内に所在するお客様にのみ提供されることにあらかじめ同意したものとします。

3. 有料サービス

3.1. 有料サービスの提供

当社は、有料サービスを、本契約及び該当する注文書に従って、利用期間中、お客様に提供するものとします。お客様は、本サービスについては将来的に新たな機能等が提供されることは条件となっていないことを了承の上本サービスを購入するものとします。

3.2. サブスクリプション

該当する注文書に別段の定めがない限り、(i) 本サービスは、サブスクリプションとして購入され、特定された数を超える本ユーザはアクセスすることができません。(ii) 追加のサブスクリプションは、利用期間中、既存のサブスクリプションと同一の価格で追加できるものとし、(iii) 追加のサブスクリプションは、既存のサブスクリプションと同日に終了するものとします。サブスクリプションは、特定された本ユーザのためのものであり、2名以上の本ユーザにより共有又は利用することはできませんが、従前の本ユーザが本サービスを継続的に利用する必要がなくなった場合に、その従前の本ユーザに代わる新規の本ユーザに割り当て直すことができます。

4. 本サービスの利用

4.1. 当社の責任

当社は、以下の責任を負うものとします。(i) 有料サービスのベーシックサポート、又は別途購入された場合には、アドバンスドサポートを提供すること (ii) 有料サービスを、以下の場合を除き、1日24時間、週7日提供する努力を行うこと (a) 計画停止(当社は、計画停止を、有料サービス経由で事前に通知するものとします) (b) 当社の合理的管理を超える状況(不可抗力、洪水、火災、地震、暴動、テロ行為、ストライキ、その他の労働争議)又はインターネットサービスプロバイダの障害もしくは遅延を含みますが、それらに限定されません)により生じた稼働停止(iii) 有料サービスを、適用ある法令及び政府規制に従ってのみ提供すること。

4.2. お客様の責任

お客様は、以下の責任を負うものとします。(i) 本ユーザの本契約の遵守について責任を負うこと (ii) 顧客データの正確性、品質、完全性、合法性、及びお客様が顧客データを取得した方法について全責任を負うこと (iii) 本サービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行い、不正アクセス又は不正利用を発見したときには、速やかに当社に通知すること (iv) 本サービスをユーザガイド並びに適用ある法令及び政府規制に従ってのみ利用すること (v) 本ユーザに贈られたポイントに基づきお客様の組織内で本ユーザに給与その他の方法で還元する場合、各種法令、就業規則、雇用契約、社内規則等に従って行うこと。

お客様は、以下のことを行わないものとします。(a) 本サービスを本ユーザ以外の者に利用させること (b) 本サービスを販売、再販、賃貸又はリースすること (c) 本サービスを、権利侵害、名誉毀損その他の違法もしくは不法な内容、又は第三者のプライバシーの権利を侵害する内容を保存もしくは送信するために利用すること (d) 本サービスを、悪質なコードを保存もしくは送信するために利用すること (e) 本サービス又は本サービスに含まれる第三者のデータの完全性又は性能を妨害又は混乱させること (f) 本サービス又はそれに関連するシステムもしくはネットワークに対する不正アクセスを試みること。(g) お客様がSalesforceの直接的な競合会社である場合に、いずれかのプログラムにアクセスもしくは使用すること、又は競合的な目的(競合する製品やサービスを構築する、もしくはプログラムと類似したアイデア、特長、機能もしくは画像を使用する製品やサービスを構築する)のために、もしくはプログラムの可用性、性能もしくは機能をベンチマークしたり、その他モニタリングしたりするためにプログラムにアクセスする、もしくはプログラムを使用すること。

4.3. 利用制限

本サービスは、制限を受ける場合があります。そのような制限は、ユーザガイドに定められています。

5. サードパーティプロバイダ

5.1. サードパーティの製品又はサービスの取得

当社は、サードパーティアプリケーションを注文書によって販売する場合があります。ただし、当社は、注文書に明記された場合を除き、当社が「認定」又はその他の指定をしているかどうかに関わらず、サードパーティの製品又はサービスを保証又はサポートしません。

5.2. サードパーティアプリケーションと顧客データ

お客様が本サービスと共に使用するためにサードパーティアプリケーションをインストール又は有効化した場合、お客様は、当社および当該サードパーティアプリケーションのプロバイダが、当該サードパー

ティアアプリケーションと本サービスとの相互運用に必要な顧客データにアクセスできるようにすることを認めることとします。当社は、サードパーティアプリケーションのプロバイダによるそのようなアクセスに起因する顧客データの開示、改変又は消去について責任を負わないものとします。

5.3. サードパーティアプリケーションに関する設定

お客様は、本サービスの連携対象となるサードパーティアプリケーションを自ら契約又はインストール等をしたうえで、連携可能なデータ項目の中から連携するデータ項目の選択及び必要な連携APIの設定等を行い、自らの責任で連携サードパーティアプリケーションとの各種データ連携させることができます。この連携を行った場合、お客様は、当社および当該サードパーティアプリケーションのプロバイダが、当該サードパーティアプリケーションと本サービスとの相互運用に必要な顧客データにアクセスできることを認めることとします。当社は、サードパーティアプリケーションとの連携に起因する顧客データ及びサードパーティアプリケーション内データの開示、改変又は消去ならびに連携設定のミスまたはサードパーティアプリケーション又はお客様のサードパーティアプリケーションの利用環境の不具合等による不具合について何ら責任を負わないものとします。なお、お客様が自ら連携の設定を行うことができない場合、別途協議の上、当社がお客様から設定等を有償にて受託することができるが、その場合においても連携に起因する不具合等について何らの責任も負わないものとします。

6. お客様が実施する、本サービスのカスタマイゼーション

6.1 お客様が本サービスと共に使用するために、お客様がアプリケーションやオブジェクトを作成するためには、お客様が使用するSFDCのプラットフォームforce.comの必要要件を満たす必要があります。当社は別途合意する場合を除き、お客様が定義するカスタムオブジェクトおよびAPIの効果および継続性を保証せず、予告なく廃止および変更出来るものとし、お客様はその可能性を認識しそれに同意するものとします。

7. ソフトウェアの更新

7.1 当社は、不具合の補修、機能の向上等を目的として随時本サービスを修正、追加しています。随時<https://phoneappli.net/product/service/visiongo/>又はその他のユーザガイドの記述に従って指定されたウェブサイト経由で更新をダウンロード、インストールすることがあります。

7.2 当社は、更新後の最新の本サービスについて本契約に基づくサービスを提供することを原則とし、お客様は旧バージョン(最新の本サービスに更新されていないものをいいます。)については、本契約に基づくサービスが提供されない可能性があることを了承するものとします。

7.3 お客様は本ソフトウェアの更新によりお客様の環境に何らかの影響が生じることを了承するものとします。本ソフトウェアの更新がお客様の環境及び目的に合致するか否か、お客様ご自身の責任で判断し更新された本ソフトウェアをインストールするものとします。

7a. サービスの追加

7a.1 本契約締結後に、当社が本規約が適用されることを示したサービスであって、それにお客様が同意したもの(これを「追加サービス」といいます。)については、それぞれ有料サービス、本サービスの一部を構成し、当該サービスを利用する権利はサブスクリプションの一部を構成します。

7a.2 追加サービスについては、別段の定めがある場合を除き、本規約が適用されます

8. 有料サービスの料金及び支払い

8.1. 本ユーザの料金

お客様は、本契約に基づく全ての注文書に定める全ての料金を支払うものとします。料金はサービスの購入に基づくものであり、実際の利用に基づくものではありません。本規約に定める場合を除き支払済の料金は返金不能です。購入されたサブスクリプションの料金は、サブスクリプションの利用開始日及びその毎月の応当日に開始する1ヶ月間の月次の期間に基づき12ヶ月分の一括払いを原則としています。なお、IDの追加申込みにおいては、追加IDの利用開始日を含む前記月次の期間より追加前の契約終期までを契約期間とします

8.2. 請求及び支払い

お客様は、当社または当社が指定する者(以下「請求人」といいます。)に対し、注文書に定める支払方法で料金を支払うものとします。注文書に別段の定めがない限り、請求された料金は、請求日から30暦日後を支払期限とします。

8.3. 支払遅延

当社または請求人が何れかの請求金額を支払期限までに受領しなかった場合には、当社は未払料金について、支払期日から支払い済みに至るまで、年14.6%の割合による遅延利息を請求することができます。

8.4. 本サービスの停止及び期限の利益の喪失

お客様の本契約に基づく当社または請求人に対する金銭債務の履行が、30日以上遅滞している場合には、当社は、当該契約に基づくお客様の未払の料金債務について、期限の利益を喪失させることができるものとし、当該債務の全ては直ちに支払期限を迎えるものとします。また、当社は、当該債務が全額支払われるまで、お客様への本サービスの提供を停止することができます。

8.5. 税金等

別段の定めがない限り、当社の料金には、料金に課されるいかなる租税公課、関税、或いはこれらに相当する額の金銭(以下、総称して「税金等」といいます)も含まれていません。お客様は、お客様の本契約に基づく購入に関連する全ての税金等を支払う義務を負います。

9. 財産権

9.1. 権利の留保

当社は本サービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含みます)を留保します。当社は、本契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、お客様にいかなる権利も許諾するものではありません。

9.2. 制限事項

お客様は、以下のことを行わないものとします。(i)第三者に本サービスへのアクセスを許すこと (ii) 本サービスの一部を改変すること (iii) 本サービスの一部又はそのコンテンツを複製、フレーム又はミラーすること。(iv) 本サービスのリバースエンジニアリングをすること (v)競合する製品もしくはサービスの開発の目的のため、もしくはベンチマークのためにアクセスすること

9.3. 顧客データの帰属

お客様と当社の間では、お客様のみが、全ての顧客データについてのあらゆる権利及び利益を所有しています。

9.4. 提案

当社は、本サービスに関するお客様（本ユーザを含みます）から頂く、すべての提案、改善の要請その他のフィードバックを利用し、又は本サービスに組み込むことができるものとします。

10. 秘密保持

10.1. 秘密情報の定義

本契約において「秘密情報」とは、一方当事者（以下「開示者」といいます）が他方当事者（以下「受領者」といいます）に、口頭又は書面で開示する全ての秘密の情報であって、秘密であると指定されたもの、又は情報の性質及び開示の状況から合理的に秘密であると理解されるものを意味します。お客様の秘密情報には顧客データが含まれるものとし、当社の秘密情報には、本サービスが含まれるものとします。また各当事者の秘密情報には、本契約及び注文書の条件が含まれるものとします。但し、秘密情報（顧客データを除きます）には、以下の情報は含まれないものとします。(i) 開示者に対する義務違反なく、公知であるか又は公知となった情報 (ii) 開示者に対する義務違反なく、開示者による情報開示前に受領者が知得していた情報、(iii) 開示者に対する義務違反なく、受領者が第三者から受領する情報 (iv) 受領者が独自に開発した情報。

10.2. 秘密情報の保護

開示者が書面で別段の許可をした場合並びに本規約2.3項及び本規約5.2項に定める場合を除き、(i) 受領者は、開示者の秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって、本契約の範囲外の目的のために開示又は利用されないようにするものとし、(ii) 受領者は、開示者の秘密情報へのアクセスを、本契約の主旨に合致した目的のためにアクセスする必要がある自己の従業員、受託者及び代理人に限定するものとし、かつ、それらの者との間で本条項と同等の秘密情報保護義務を定める秘密保持契約を締結し、それらの者は受領者と同等の秘密保持義務を負うものとします。

10.3. 開示の強制

受領者は、法令により強制される場合には、開示者の秘密情報を開示することができます。

11. 保証及び免責

11.1. 当社の保証

当社は、本サービスが、実質的にユーザガイドに従って稼動することを保証します。当該保証の違反についてのお客様の救済は、下記の14.3項（解除事由）及び14.4項（解約時の返金又は支払い）に規定されるもののみに限定されます。

11.2. 免責

当社は、本契約に明示的に規定されている場合を除き、いかなる種類の保証も行いません。特に、商品性、特定目的への適合性を含む全ての黙示の保証も行いません。お客様は、本サービスの利用がお客様の環境及び目的に合致するか否か、お客様ご自身で判断し使用するものとし、必要なインストールをするものとします。

12. 相互の補償

12.1. 当社による補償

当社は、本契約に基づき認められた本サービスの利用が、第三者の知的財産権を侵害又は不正に流用していると主張して第三者がお客様に対して請求、訴訟の提起等法的手続（以下「請求等」といいます）をとった場合、請求等においてお客様が負担すべきことが確定した損害賠償金及びお客様が負担した合理的な弁護士費用を、お客様に補償するものとします。但し、お客様が、以下の対応をとることを補償の条件とします。(a) 当社に対して、速やかに請求等の存在及び内容等について書面により通知すること (b) 当社の承諾のもと請求等の対応にあたること(なお、当社は、お客様の全責任を無条件に免除するのではありません、請求等についての和解には同意しないこととします) (c) 全ての合理的な支援を当社に対して行うこと(これに要する費用は当社が負担します)。

12.2. お客様による補償

お客様は、顧客データ又はお客様による本契約に違反した本サービスの利用が、第三者の知的財産権を侵害もしくは不正に流用している、又は適用ある法令に違反していると主張して第三者が当社に対して請求等をとった場合、前項に定めるのと同様の条件(費用の負担はお客様となります)のもと当社に対して前項と同様の補償を行うものとします。

12.3. 排他的な救済

本第12条(相互の補償)は、補償する側の当事者の相手方に対する、唯一の救済を定めるものです。

13. 責任の限定

13.1. 責任の限定

いかなる場合も、本契約に起因し又は本契約に関連する何れかの当事者の負担する損害賠償責任の総額は、契約責任、不法行為責任、又はその他の責任理論に基づくものかを問わず、1件の事故に関しては当該事故の前12ヶ月間に本契約に基づきお客様が支払った金額を超えないものとします。

13.2. 結果的損害及び関連損害の免責

何れの当事者も、相手方に対して、いかなる逸失利益もしくは逸失収益、又は間接、特別、偶発的、結果的、補填又は懲罰的損害についても、原因の如何を問わず、責任を負わないものとします。

14. 契約期間及び解約

14.1. 契約期間

本契約は、お客様が注文書を当社に提出し、当社がこれを承諾した日に発効し、本契約に従って許諾された全てのサブスクリプションが満了又は本契約が解除されるまで存続します。

14.2. 有料のサブスクリプションの有効期間

お客様が購入したサブスクリプションは、注文書に定める開始日に有効となり、その注文書に定める利用期間中、存続します。何れかの当事者が相手方に対して、該当する利用期間が終了する30日以上前に、更新しない旨の通知をしない限りは1年単位で自動的に更新され、以後も同様とします。当該更新期間中における単価は、更新前の期間における単価と同じとしますが、当社がお客様に当該更新前の期間が終了する30日以上前に書面で値上げの通知を行ったときにはこの限りではなく、その場合、当該値上げは更新日に発効し、それ以降有効に存続するものとします。

14.3. 解除事由

一方当事者は、相手方に以下の事由がある場合、(i)については30日の期限を定めその間に是正を求め書面の通知を行ったにもかかわらず、当該違反が当該期間の満了時においても是正されなかったときに、(ii)ないし(iv)については何らの催告を要することなく即時に、本契約を解除することができます。(i) 相手方に、本契約の条項違反がある場合 (ii)相手方が、強制執行、競売の申立、租税公課の滞納処分を受けたとき (iii) 相手方に支払停止が生じ、又は相手方が破産手続、民事再生手続、会社更生手続、特別清算手続等法的手続の申立ての対象となった場合、或いは相手方が私的整理手続を開始したとき (iv) 15.2項に定める表明保証事項に違反したとき。

14.4. 当社からの解除

お客様が9.2項(ii)ないし(v)の制限事項に違反した場合及びお客様が当社の直接の競合者である場合において、当社は、何らの催告を要することなく本契約を即時に解除することができるものとします。

14.5. 損害賠償義務の不発生

本条第3項又は前項に基づいて本契約を解除した場合、解除した一方当事者は相手方に対して解除により生じた損害を賠償する義務を負いません。

14.6. 解除時の返金又は支払い

お客様が本条第3項の解除事由を理由に本契約を解除した場合、当社は、お客様に、解除日後の、全ての利用期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。ただし、お客さまが請求人に対して料金を支払ったときは、請求人から解除日後の、全ての利用期間の残存期間分に相当する前払の料金を返金するものとします。当社が解除事由に基づき解約をした場合、お客様は、解除日後の、全ての注文書の有効期間の残存期間分に相当する未払いの料金を当社または請求人のうち、当社が指定する者に支払うものとします。いかなる解除も、お客様が解除日前の期間について当社に支払うべき料金についての、お客様の支払義務を免除するものではありません。

14.7. 顧客データのダウンロード

有料サービスのサブスクリプションの契約終了前に、お客様において必要とされる場合は、顧客データのファイルを、本サービスのダウンロード機能を用いてダウンロードいただけます。契約終了後は、当社は、お客様に対し、顧客データを保持し、提供する義務を負わないものとし、爾後、法的に禁じられていない限り、当社のシステム、又はその他の当社の占有もしくは管理下にある全ての顧客データを消去するものとし、これについてお客様は異議を述べることはできません。

14.8. 存続条項

4. 2項(お客様の責任)、第8条(有料サービスの料金及び支払い)、第9条(財産権)、第10条(秘密保持)、第11条(保証及び免責)、第12条(相互の補償)、第13条(責任の限定)、14.5項(損害賠償義務の不発生)、14.6項(解除時の返金又は支払い)14.7項(顧客データのダウンロード)及び第15条(一般条項)は、本契約の解除又は満了後も存続するものとします。

15. 一般条項

15.1. 輸出法の遵守

両当事者は、日本、米国及びその他の本サービスが提供又は利用されている国の輸出法令を遵守す

るものとしてします。

15.2. 反社会的勢力の排除

両当事者は以下の事実について表明し、保証します。(i)自らが反社会的勢力でないこと、(ii)自らが反社会的勢力でなかったこと、(iii)反社会的勢力を利用しないこと、(iv)役員等が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと、(v)自らの財務及び事業の方針の決定を支配する者が反社会的勢力でないこと、ならびに反社会的勢力と交際がないこと

15.3. 通知

本契約に別段の定めがない限り、本契約に基づく全ての通知、許可及び承認は、書面(電子媒体含む。)によるものとし、注文書記載の担当者に到達し又は通常到達する時期が経過時に行われたものとみなされます。当社への通知は、当社の指定する宛先に送付されるものとしてします。

15.4. 譲渡

何れの当事者も、本契約に基づく自己の何れかの権利又は義務を、相手方の事前の書面による同意なく、譲渡することはできません。上記に拘わらず、何れの当事者も、自己の関係会社に対する場合、又は合併、買収、会社分割もしくは自己の全資産もしくは実質的に全ての資産の売却に伴う場合には、相手方の同意なく、本契約を全体として(全ての注文書が含まれます)譲渡することができます。但し、自己の全資産もしくは実質的に全ての資産の売却に伴う場合については、相手方の直接の競合者が譲受人或いはその関係会社であるときは、この限りではありません。

15.5 準拠法

本契約及び本契約に起因又は関連する紛争は、日本国法に準拠するものとしてします。

15.6. 裁判管轄

本契約に起因又は関連する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的裁判所としてします。

15.7. 完全合意

本契約(全ての本契約の別紙、添付書類及び注文書を含みます)は、両当事者間の完全な合意を構成し、書面か口頭かに拘わらず、本契約の目的事項に関する全ての従前又は同時期の合意、提案又は表明に優先します。本契約の何れかの規定の修正、変更又は放棄は、当該修正、変更又は放棄の主張を受ける側の当事者が署名もしくは記名捺印し、又は電子的に承諾した書面によらなければ無効であるものとしてします。但し、本契約の本文と本契約の別紙もしくは添付書類との間に齟齬又は矛盾がある場合には、当該別紙、添付書類の条件が優先するものとしてします。

添付1. SFDCサービス契約

「AppExchange」とは<https://www.salesforce.com/jp/appexchange> 又はその後継のウェブサイトに掲示されている、SFDCサービスと相互運用するアプリケーションのオンラインディレクトリをいいます。

「本パートナー」とは、株式会社Phone Appliをいいます。

「本パートナーアプリケーション」とは、PhoneAppliをいいます。

「本プラットフォーム」とは、SFDCが、本パートナーの本パートナーアプリケーションの本顧客への提供に関連して、本パートナーに提供するオンライン、ウェブベースのプラットフォームサービスをいいます。

「SFDCサービス」とは、<https://www.salesforce.com/jp> 又はその他の指定されたウェブサイト経由で公衆に一般に提供されるオンライン、ウェブベースのアプリケーション及びプラットフォームサービスをいい、関連するオフラインのコンポーネントを含みますが、AppExchangeのアプリケーションは含まれません。

「サブスクリプション」とは、お客様が本パートナーから購入する、本ユーザが本サービスを一定の期間内において利用できる権利をいいます。

「SFDC」とは、株式会社セールスフォース・ドットコムをいいます。

「本ユーザ」とは、お客様が、当該本ユーザのために購入されている本パートナーアプリケーションのサブスクリプションの結果として、このSFDCサービス契約に定める諸条件に従って本サービスを利用することを承認したお客様の従業員、代表者、コンサルタント、受託者又は代理人であり、お客様（又はお客様の要請に従ってSFDC又は本パートナー）がユーザID及びパスワードを付与した者をいいます。

「お客様」又は「本顧客」とは、本パートナーが求めるその他の条件と共に、このSFDCサービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを利用するサブスクリプションを購入する契約を締結したお客様の法人組織をいいます。

「本顧客データ」とは、お客様が本サービスに保存する（かつ本サービスに常駐している限りにおいて）すべての電子的なデータ及び情報をいいます。

1. サービスの利用

(a) 本パートナーアプリケーションの各サブスクリプションによって、本ユーザ1名に、本パートナーが求めるその他の条件と共に、このSFDCサービス契約に定める諸条件に従って、本パートナーアプリケーションを経由して本サービスを利用する権利が付与されるものとします。サブスクリプションは、2名以上の本ユーザによって共有又は使用することはできません（但し、随時、お客様との雇用関係を終了し、又はその他の職位、職能の異動によって本サービスの使用を要しなくなった従前の本ユーザと交替する新規の本ユーザに改めて割り当てることができます）。明確化のために、お客様の本契約に基づき本プラットフォームを利用するサブスクリプションには、SFDCサービスを利用できるサブスクリプションは含まれないものとします。お客様がSFDCサービス又はその機能若しくはサービスの何れかを利用すること、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することを望む場合には、当該サービスのためにwww.salesforce.com/jpを参照して、SFDCに直接ご連絡ください。本パートナーアプリケーションにアクセスすることによって、お客様がSFDCサービス全般にアクセスできる場合、又は本パー

トナーアプリケーションのユーザガイドに記載された機能を超える、本パートナーアプリケーション内のSFDCサービスの何れかにアクセスできる場合で、かつお客様がSFDCとの別途の契約書に基づき当該アクセスの利用申込をしていない場合には、お客様は当該機能にアクセスせず、また利用しないことに同意するものとし、お客様による当該機能の利用、又はお客様の本パートナーがお客様に提供した形態の本パートナーアプリケーションで参照できるものを超える追加のカスタムオブジェクトを作成若しくは利用することは、本契約の重大な違反となるものとし、

(b) お客様が本パートナーアプリケーション経由で本プラットフォーム又はSFDCサービスにアクセスできる場合と雖も、本パートナーは、本パートナーアプリケーションの唯一のプロバイダであり、お客様は本パートナーとのみ契約関係を有するものとし、本パートナーが事業を停止し、その他本パートナーアプリケーションの提供を停止し、若しくはその他提供ができない場合でも、SFDCは本パートナーアプリケーションを提供する義務、又はお客様に、お客様が本パートナーに支払った料金を返金する義務を負わないものとし、

(c) お客様は、(i) お客様のユーザアカウントの下で生じる全ての活動に責任を負い、(ii) 全ての本顧客データのコンテンツについて責任を負い、(iii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスの不正アクセス又は不正利用を防止する商業上合理的な努力を行うものとし、当該不正利用を発見したときには、速やかに本パートナー若しくはSFDCに通知するものとし、(iv) 本プラットフォーム及びSFDCサービスを利用する場合に、全ての適用ある国内又は海外の法令を遵守するものとし、

(d) お客様は、本プラットフォーム及びSFDCサービスを、お客様の内部事業目的のためにのみ利用するものとし、以下のことを行わないものとし、(i) 本プラットフォーム又はSFDCサービスを、ライセンス、サブライセンス、販売、再販、賃貸、リース、移転、譲渡、頒布、タイムシェアリング若しくはその他商業上の利用、又は本ユーザ以外の第三者に対して、若しくはその他このSFDCサービス契約で規定された以外の方法で提供すること (ii) 適用ある法令に違反してスパム又はその他の反復メッセージ若しくは迷惑メールを送信すること (iii) 児童に対して有害なもの及び第三者のプライバシーの権利を侵害するものを含め、第三者の権利を侵害するもの、猥褻なもの、脅迫的なもの、第三者の名誉を毀損するもの、その他違法若しくは不法なものを送付し又は保存すること、(iv) ウィルス、ワーム、時限爆弾、トロイの木馬、又はその他の有害若しくは悪意のあるコード、ファイル、スクリプト、エージェント若しくはプログラムを送信又は保存すること (v) 本プラットフォーム又はSFDCサービス又はそれらに含まれるデータの完全性又は性能を妨害し、又は混乱させること、又は(vi) 本プラットフォーム又はSFDCサービス、又はそれらに関連するシステム若しくはネットワークに対する不正なアクセスを試みること。

(e) お客様は、以下のことを行わないものとし、(i) 本プラットフォーム又はSFDCサービスを改変、複製し、又はそれらに基づく派生物を作成すること (ii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスの一部を構成するコンテンツをフレーム又はミラーすること。但し、お客様自身のイントラネット上、又はその他お客様自身の内部事業目的の場合は除きます。(iii) 本プラットフォーム又はSFDCサービスをリバースエンジニアリングすること (iv) 以下の目的のために本プラットフォーム又はSFDCサービスにアクセスすること (a) 競合する製品若しくはサービスの開発 (b) 本プラットフォーム又はSFDCサービスのアイデア、特徴、機能若しくはグラフィックスの複製。

2. サードパーティプロバイダ

本パートナー及びその他のサードパーティのプロバイダ(SFDCのウェブサイト内に掲載されている場合があり、AppExchange アプリケーションのプロバイダが含まれる)は、本プラットフォーム又はSFDCサービス及び本パートナーアプリケーションに関する製品及びサービスを提供します。当該製品及びサービスには、例えば、本プラットフォーム又はSFDCサービス及び本パートナーアプリケーションとの間のデータ交換や本プラットフォーム又はSFDCサービスのアプリケーション・プログラミング・インターフェイスの利用を通じた、本プラットフォーム、SFDCサービス及び本パートナーアプリケーションのユーザーインターフェイス内での追加的機能の提供などの、お客様の本プラットフォーム、SFDCサービス及び本パートナーアプリケーション(オフラインとオンラインを含む)の利用に関連する導入、カスタマイズ及びその他コンサルティングサービスが含まれます。SFDCは、そのような製品若しくはサービスにつきSFDCが「認証した」「承認した」若しくはその他の指定をしているか否かに拘わらず、当該サードパーティのプロバイダ又はそれらの製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーション又は本パートナーのその他の製品若しくはサービスが含まれるがそれらに限定されない)について、保証しません。お客様とサードパーティプロバイダとの間のデータ交換又はその他の相互関係(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)及びお客様による当該サードパーティプロバイダの提供する製品若しくはサービス(本パートナーアプリケーションを含むがそれに限定されない)の購入は、お客様と当該サードパーティプロバイダとの間だけのものです。さらに、SFDC又は本パートナーは、随時、一定の追加的機能(本プラットフォーム又はSFDCサービスの一部と定義されていないもの)を、追加料金によって、パススルー又はOEMベースで、お客様による当該追加機能の別途の購入に関連して、ライセンサーが指定し、お客様が同意した条件に従って、お客様に提供する場合があります。お客様による当該追加機能の利用は、かかる条件に準拠するものとし、当該条件がこのSFDCサービス契約と相違する場合には当該条件が優先するものとしします。

3. 財産権

本契約に基づき明示的に許諾された限定的な権利を条件として、SFDCは本プラットフォーム及びSFDCサービスに関する全ての権利及び利益(全ての関連する知的財産権を含む)を留保します。SFDCは、このSFDCサービス契約に明示的に規定される場合を除き、本契約に基づき、お客様に如何なる権利も許諾するものではありません。本プラットフォーム及びSFDCサービスはSFDCの秘密情報とみなされ、お客様はこのSFDCサービス契約で許諾される場合を除き、それを利用せず、また如何なる第三者に対しても開示しないこととします。

4. 開示の強制

お客様又はSFDCの何れかが、法令により秘密情報の開示を強制される場合には、相手方に、当該開示の強制について事前の通知を行うものとし(法的に許容される限度で)、相手方が開示に異議を唱えることを望む場合には、相手方の費用で、合理的な援助を与えるものとしします。

5. 提案

お客様は、SFDCが、お客様又はお客様の本ユーザが、本プラットフォーム及びSFDCサービスの運用に関して提供するすべての提案、改善の要請、提言又はその他のフィードバックを利用し、又はSFDC

の製品又はサービスに組み込むことができる、無償、全世界的、譲渡可能、サブライセンス可、取消不能の永続的ライセンスを有することに同意することとします。

6. 終了

お客様の本プラットフォーム及びSFDCサービスの利用は、以下の何れかの事由により、通知することによって直ちに終了又は中止できるものとします。(a) お客様又は何れかの本ユーザによるこのSFDCサービス契約の違反 (b) 本パートナーが本プラットフォームを本パートナーアプリケーションの一部として提供している、本パートナーとSFDCとの契約の解約又は満了 (c) 本パートナーによる、SFDCがお客様に、SFDCサービス契約に関連して提供しているサブスクリプションに関するSFDCに対する義務の違反。

7. サブスクリプションの解約不能

本プラットフォーム及びSFDCサービスのサブスクリプションは、サブスクリプションの期間中は解約不能です。但し、お客様の本パートナーとの契約に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

8. データ容量

本プラットフォーム及びSFDCサービスには、サブスクリプション毎に無償で提供される一定の累計量の記憶容量が含まれています。具体的な情報についてはお客様の本パートナーにご連絡ください。本パートナーから追加の記憶容量をご購入頂くことができます。

9. 保証の否認

SFDCは、本プラットフォーム、SFDCサービス及び本パートナーアプリケーションに関するものが含まれるが、それに限定されず、明示的であるか黙示的であるか、法令に基づくものか否かを問わず、如何なる保証も行いません。SFDCは、本パートナーアプリケーションの信頼性、適時性、品質、適合性、可用性、完全性に関する如何なる表明又は保証も行いません。SFDCは、以下の表明又は保証を行いません。(A) 本パートナーアプリケーションが利用可能、安全、適時、中断せず、エラーがなく又はSFDCサービス若しくはその他のアプリケーション、ソフトウェア、システム若しくはデータとの組み合わせにおいて稼動すること (B) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又はSFDCサービスがお客様の要件又は期待に合致していること (C) 本パートナーアプリケーションを利用して保存されたデータが正確、信頼でき又は安全であること (D) 本パートナーアプリケーション、本プラットフォーム又はSFDCサービスのエラー又は欠陥が修正されること (E) 本パートナーアプリケーション又は本パートナーが本パートナーアプリケーションを利用させるために使用するシステムにウィルス又は有害なコンポーネントがないこと。本プラットフォーム及びSFDCサービスは厳密に「現状有姿」ベースで提供される。法令で許される最大限において、SFDCは、明示的か黙示的か、法令又はそれ以外に基づくものであるかを問わず、本パートナーアプリケーション及び本サービスに関して、全ての条件、表明及び保証を否認し、当該否認は、商品性、特定目的への適合性、第三者の権利の非侵害についてのものを含みますが、そのみに限定されません。

10. 免責

SFDCは、お客様又は本ユーザに対して、如何なる損害についても責任を負わないものとします。当該損害には直接、間接、特別、偶発的、懲罰的又は派生的損害、又は逸失利益に基づく損害が含まれる

がそれらに限定されないものとし、当該免責は、原因の如何を問わず、契約、不法行為又は如何なる責任の理論に基づく場合でも、またお客様が当該損害の可能性を告げられていた場合でも適用されるものとし、

11. 追加の連絡

SFDCは、お客様に新規のSFDCサービスの機能及び提案に関して連絡することができます。

12. Googleのプログラム及びサービス

Googleのプログラム及びサービスと相互運用する本プラットフォーム又はSFDCサービスの機能は、該当するGoogleのアプリケーションプログラムインターフェイス(以下「API」という)及びSFDCサービス及び本プラットフォームと共に利用するための該当するGoogleのアプリケーションが継続的に利用可能であることを前提としています。Google, Inc.が、当該API又はプログラムを、合理的な条件に基づきSFDCに提供することを中止する場合、SFDCは当該機能の提供を中止できるものとし、お客様又は本パートナーは、当該提供の中止により、如何なる返金、減額又はその他の補償を受ける権利も取得しないものとし、

13. 第三受益者

SFDCは、このSFDCサービス契約に関してのみ、お客様と本パートナーとの間の契約の第三受益者となるものとし、